兵庫県繊維品小売商業組合　定款

第 １ 章　　総　　　則

（目　的）

第 １ 条　本組合は、繊維小売業の中小企業の改善発達を図るための必要な事業を行ない、

　　　　　これらの者の経営の安定および合理化を図ることを目的とする。

（名　称）

第 ２ 条　本組合は、兵庫県繊維品小売商業組合と称する。

（地　区）

第 ３ 条　本組合の地区は、兵庫県の区域とする。

（事務所の所在地）

第 ４ 条　本組合は、事務所を神戸市に置く。

（公告の方法）

第 ５ 条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、神戸新聞に掲載

　　　　　してする。

（規　約）

第 ６ 条　定款で定めるもののほか、本組合の組織および運営に関し必要な事項は、規約で定める。

第 ２ 章　　事　　　業

（事　業）

第 ７ 条　本組合は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

　　　　　⑴　繊維（別紙に掲げる日本標準商品分類によるものをいう。以下同じ。）

　　　　　　　小売業に関する指導および教育

　　　　　⑵　繊維小売業に関する情報または資料の収集および提供

　　　　 ⑶　繊維小売業に関する調査研究

　　　　 ⑷　安定事業の関する次に掲げる制限

　　　　　　　イ　組合員の販売する繊維品の販売方法に関する制限

　　　　　　　ロ　組合員の販売する繊維品の購買方法に関する制限

　　　　　　　ハ　前各号に掲げる制限に附帯する事業

２．前項第４号に掲げる事業の内容および実施に関する事項は調査規程で定める。

３．本組合はその事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

（事業者台帳の作成）

第７条の２　本組合は、事業者台帳を作成する。

　　　２．事業者台帳の記載事項は、規約で定める。

第 ３ 章　　組　合　員

（組合員の資格）

第 ８ 条　本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において繊維品の小売事業を

　　　　　営む中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「法」という。）

　　　　　第5条に規定する中小企業者とする。

（加　入）

第 ９ 条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入することができる。

２．本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（自由脱退）

第１０条 組合員は、３０日までに書面により予告して脱退することができる。

（除　名）

第１１条　本組合は、次の各号の1に該当する組合員を除名することができる。この場合において、

　　　　　本組合はその総代会の会日の１０日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、

　　　　　かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

⑴　経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

⑵　本組合の事業を妨げ、または妨げようとする行為をした組合員

⑶　犯罪その他信用を失なう行為をした組合員

（届　出）

第１２条　組合員は、次の各号の1に該当するときは、7日以内に本組合に届出なければならない。

　　　　　⑴　氏名・名称または事業を行なう場所を変更したとき

⑵　事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき

（使用料または手数料）

第１３条　本組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

２．前項の使用料または手数料の額は、規約または調整規程で定める。

（経費の賦課）

第１４条　本組合は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

２．前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他経費の賦課について必要な事項は、

　　総代会において定める。

（制　裁）

第１５条　本組合は、次の各号の１に該当する組合員に対し、理事会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その理事会の会日１０日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

⑴　第7条第2項の規定による調整規程に違反した組合員（違反したときに組合員であった者を含む。）

⑵　第１１条第1号または2号に掲げる行為のあった組合員

⑶　第１２条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

２．前項第1号に該当する組合員に対しては過怠金を課するほか、営業時間の制限の制裁を課することができる。

３．前項第1号に該当する組合員に課する過怠金の額は、調整規程で定める。

４．第1項第1号に該当する者に対する制裁は、同号の調整規程が効力を失った後でもなお課することができる。

第１６条　前条第１項の過怠金の賦課に対して不服のある者は、賦課の通知を受けた日から３０日以内に、その旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立てをすることができる。

２．前項の不服の申立てがあった場合においても、過怠金の徴収は、停止しない。

第１７条　理事会は、15条第2項に規定する制裁を課するときは、制裁審査委員会に諮問にして行なう

２．制裁審査委員会は、総代会において選挙された、委員１０人で組織する。

３．制裁審査委員会は、第1項の諮問があったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

４．前各号に定めるもののほか、制裁審査委員会に関し、必要な事項は、規約で定める。

第１８条　第１５号第2項に規定する制裁の賦課に対して不服のある者は、制裁を課する旨の通知を受けた日から３０日以内に、その旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立てをすることができる。

第１９条　第１６条および第１８条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

２．不服審査委員会は、総代会において選挙された、委員１０人で組織する。

３．不服審査委員会は、前条の不服の申立てがあったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

４．前各号に定めるもののほか、不服審査委員会に関し必要な事項は、規約で定める。

第 ４ 章　　役員・顧問・監査員および職員

（役員の定数）

第２０条　役員の定数は、次のとおりとする。

⑴　理事　１１人以上、１３人以内

⑵　監事　１人または２人

（役員の任期）

第２１条　役員の任期は次のとおりとする。

　　　 　⑴　理事　２年

　　　　 ⑵　監事　２年

２．補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

３．理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選挙された役員の任期は、第2項に規定する任期とする。

４．任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなおその職務を行なう。

（員外役員）

第２２条　役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については5人、監事については1人をこえることはできない。

（役員の職務）

第２３条　理事のうち１人を理事長、５人を副理事長、５人以上７人以内を常任理事とし、理事会において選任する。

２．理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３．副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときはその職務を代理しまたは代行する。

４．理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、理事会において、常任理事のうちからその代理者または代行者１人を定める。

（監事の職務）

第２４条　監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

２．監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは、本組合の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の忠実義務）

第２５条　理事および監事は、法令・定款・調整規程および規約の定めならびに総会および総代会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）

第２６条　役員は総代会において選挙する。

２．役員の選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

３．有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

４．第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行なうことができる。

５．指名推選の方法により役員の選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行なう。

６．選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総代会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（役員の報酬）

第２７条　役員に対する報酬は、総代会において定める。

（顧　問）

第２８条　本組合に顧問を置くことができる。

２．顧問は、学識経験ある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

（監査員）

第２９条　本組合に、調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

２．監査員は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

（参事および会計主任）

第３０条　本組合に、参事および会計主任を置くことができる。

２．参事および会計主任は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

（職　員）

第３１条　本組合に、監査員、参事および会計主任のほか、次の職員を置くことができる。

　　　　⑴　主事　若干名

⑵　書記　若干名

第 ５ 章　　 総会・総代会・理事会および委員会

（総代会）

第３２条　本組合に総代会を置く。

（総代の定数）

第３３条　総代の定数は、組合員１５名につき1人の割合とする。ただし７捨８入方式とする。

（総代の任期）

第３４条　総代の任期は、２年とする。

　　　２．第２１条第２項（役員の任期）の規定は、総代の任期に準用する。

（総代の選挙）

第３５条　総代は、支部地域ごとに、その地域に属する組合員のうちから互選する。

　　　２．総代の選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

（総代会の招集）

第３６条　総代会は、通常総代会および臨時総代会とする。

２．通常総代会は、毎事業年度終了後３月以内に、臨時総代会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総代会招集の手続）

第３７条　総代会の招集は、集会の１０日前までに到達するように会議の目的たる事項およびその内容ならびに、日時および場所を記載した書面を、各総代に発してするものとする。

（書面または代理人による議決権または選挙権の行使）

第３８条　総代は、前条の規定によりあらかじめ、通知のあった事項につき、書面または代理人をもって、議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

２．代理人が代理しうる総代の数は、１人とする。

（総代会の議事）

第３９条　総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総代会の議長）

第４０条　総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代または総代たる法人の代表者のうちから選任する。

（緊急議案）

第４１条　総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）の３分の２以上の同意を得たときに限り、第３７条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（総代会の議決事項）

第４２条　総代会においては、法または定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

⑴　借入金額の最高限度

⑵　その他理事会において必要と認める事項

（総代会の議事録）

第４３条　総代会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

２．前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　開会の日時および場所

⑵　総代の数および出席者数

⑶　議事の経過の要領

⑷　議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）

（理事会の招集）

第４４条　理事会は、理事長が招集する。

２．理事長が事故または欠員のときは副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは専務理事が、理事長・副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい他の理事が招集する。

３．理事は、必要があると認めるときは、いつでも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

４．前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から５日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

（理事会招集の手続）

第４５条　理事会の招集は、会日の５日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

（理事会の議事）

第４６条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面決議）

第４７条　理事は、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議決事項）

第４８条　理事会は、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

　　　　　⑴　総代会または総会に提出する議案

　　　　　⑵　その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と定める事項

（理事会の議長および議事録）

第４９条　理事会においては、理事長がその議長となる。

２．理事会の議事録については、第４３条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第２項第４号中「（可決、否決の別および賛否の議決権数）」とあるのは、「（可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

（総会に議決事項）

第５０条　総会は、次の事項に限り議決することができる。

⑴　解散または合併

⑵　出資組合への移行

（総会の招集）

第５１条　総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て理事長が招集する。

（総代会の規定の準用）

第５２条　総会については、第３７条（総代会招集の手続）、第３８条（書面または代理人による議決権または選挙権の行使）、第４０条（総代会の議長）、第４１条（緊急議案）および第４３条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において、第３８条第２項中「１人」とあるのは「４人まで」と読み替えるものとする。

（委員会）

第５３条　本組合は、制裁審査委員会および不服審査委員会のほか、事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

２．前項の委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規定で定める。

第 ６ 章　　 雑　　　　　　則

（事業年度）

第５４条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終るものとする。

（延滞金）

第５５条　本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他の本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限が到来した日の翌日から履行の日まで日歩３銭の割合で延滞金を徴収することができる。

（職員退職給与引当金）

第５６条　本組合は、毎事業年度の終りにおいて、職員退職給与引当金として、職員給与総額の百分の十以上を計上する。

附　　　則

１．設立当時の役員の任期は、最初の通常総代会の日までとする。

２．最初の事業年度は、本組合の成立の日から昭和３８年３月３１日までとする。

以上

設立　昭３７.

改正　平１３．１２．２７

改正　平２１．　８．２０

改正　平３０．　６．２２

（別表） 資 格 事 業 の 範 囲

分類の基準は日本標準商品分類（１９５５年３月）による

　　１．下着（毛皮製および和装を除く）

　　２．寝着（和装を除く）

　　３．外衣（毛皮製および和装、警察、消防、鉄道、自衛隊制服、潜水服を除く）

　　４．和服

　　５．靴下（軍足を除く）

　　６．足袋

　　７．帽子（繊維製品）

　　８．手袋（皮製および軍手、作業手袋を除く）

　　９．その他の身廻品（扇子および団扇を除く）

　　10．カーテンおよび緞帳

　　11．寝具

　　12．タオル、バスマット

　　13．その他の繊維家庭用品

　　14．撚糸（綿、麻、毛撚、絹、絹紡、人絹、スフ、合成繊維、その他の撚糸のうち織糸、漁網糸、その他の撚糸を除く）

15．巾５０㎝以上の織物（畳縁地、ヘッシャンクロス、ガンニ―クロス、リノリューム地、キャンパス地、絨氈、緞帳、織フェルトを除く）

　　16．巾３０㎝以上　５０㎝未満の織物

　　17．レース生地

　　18．綿、ふとん綿および中入綿

　　19．手編毛糸（毛糸製品を含む）